

## 第4章 障害福祉施策実施の取り組み

### 1 主要テーマ以外の障害福祉施策の取り組み

#### I 地域で自立した生活を送る

##### すこやか

##### ①現状と課題

- 保健・医療・福祉の連携が進んでいるが、対象は高齢者中心となっており、対象を障害者児に拡大する必要がある。
- 乳幼児健診等において、障害や疾病を早期に発見し、早期の相談や療育へつなげる必要がある。
- こころの健康についても、早期に支援につなげられるよう、対象やテーマを絞った普及啓発を進める必要がある。
- 健康づくりの機会や場の提供など、障害者の健康づくりの充実に取り組む必要がある。

##### ②主な取り組み

- 誰もが、身近な地域で適切な医療が受けられる仕組みづくりを行う。医療と保健福祉の連携に関わる事業を進め、区民が安心して在宅療養ができる環境整備に取り組む。
- 乳幼児健康診査にて、子どもの身体面・心理面の発達の確認に加え、子育てのしにくさ、悩み、不安への対応を強化し、親の気づきを促す方向へ拡充する。
- 精神障害者の自立促進のため、本人や家族を対象に専門医師や保健師等による保健医療相談を行い、適切な医療の確保と継続のための支援を行う。あわせて、精神障害や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、精神障害者やこころの問題をもつ誰もが安心して地域で暮らせる社会基盤の醸成を推進する。
- 障害者への運動指導員等による健康づくり事業を実施する。

#### III 生きる力を高める

##### そだつ

##### ①現状と課題

- 親亡き後も、障害者が地域で安心して生活できる道筋を作るためには、教育が貴重な体験の場としての役割を果たしうることを地域社会全体で共有できるよう取り組む必要がある。

##### ②主な取り組み

- 障害のある人たちに対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚と思いやりの心を育てるため、児童・生徒及び保護者等への理解啓発を促進する。
- 障害者等の学習・余暇活動への支援を行う。



## ふれあう

### ①現状と課題

- 障害者の個別のニーズに対応し、多様な情報媒体によるコミュニケーション支援が必要であるが、十分に対応できていない。

### ②主な取り組み

- 視覚障害者向けに、区の政策や行政情報、催し物など様々な情報を掲載している区の広報紙の内容を、デジ版 (CD-ROM) やカセットテープ版、点字版により提供する。また、誰でも使いやすいかたちで、いつでも情報提供できるホームページをめざし、読み上げ・ふりがな機能の提供や掲載情報への配慮を行う。
- 視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインを庁内に普及・啓発するとともに、区が発行するポスターや印刷物、ホームページや案内板などが、誰にでも見やすく分かりやすいデザインとする。
- 利用できるサービスや事業者情報など、必要とする情報を的確に障害者へ提供できる環境を整備する。
- 視覚障害者に対し、文書を通じてお知らせする際、点字や音声コード等を活用した情報提供を進め、視覚障害者の情報格差の是正に向けて取り組む。
- イベントや講演会などの主催者に、聴覚障害者や視覚障害者へ配慮した運営（手話通訳者や要約筆記、点字、音訳など）と、情報伝達に有効な情報提供機器類等の活用を促進する。
- 区のおしらせ「せたがや」や「消費生活センターだより」、ホームページ等により、消費者被害の未然防止を図るとともに消費生活に関する知識の情報提供をする。また、出前講座では、特別支援学校や福祉施設、デイケア会場等へ区民講師を派遣し、講座受講生に直接情報提供を行う。

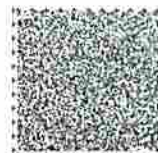
## つくる

### ①現状と課題

- 障害者の創作意欲などが発揮できるよう、活動や発表の機会を充実させるとともに文化芸術とふれあえる機会が必要である。

### ②主な取り組み

- 障害者施設の美術展や作品展などの多様な文化活動への支援することにより、障害者理解を促進する。
- 美術館での視覚障害者向けの鑑賞リーダーによるサポートや、世田谷パブリックシアターでの視覚障害者向けの舞台説明会やイヤホンガイド、聴覚障害者向けの台本貸し出しや字幕付公演など、文化や芸術とふれあうことが出来るよう引き続き取り組む。



## 演劇と地域と生活

毎年冬休みの子供企画として、2日間にわたって小学生を対象に演劇ワークショップを行っている。このワークショップの特徴は、1日目にみんなで料理をし、2日目にその体験をもとに演劇をつくり、発表するというものだ。ここでは、料理を作ること、演劇を作ることの楽しさを知ることとも目的の一つであるが、それと同時に料理、演劇の体験を通じて地域で生きる人を知ってもらうことも大きなテーマだ。2010年のお正月には、世田谷区でケーキ屋をしている、ゆうじさんに講師としてきてもらった。

ゆうじさんはケーキ屋といっても、いわゆる普通のケーキ屋ではない。ゆうじさんは、日常的に電動車いすを使用する、重度の障害を持ったシェフである。彼は健常者のスタッフに言葉でレシピを伝え、指示することでケーキを作り、そのケーキをゆうじさん自身が電動車椅子で売り歩いている。重度の障害を持ちながら、彼のように地域の中で、自立した生き方を実践している人はまだ多くない。本当の意味での自立の在り方を現在進行形で考えているゆうじさんに子どもたちが出会うことで、エキサイティングな出来事が沢山生まれた。

料理をするという作業を通して、子どもたちはみるみる、ゆうじさんとの距離を縮めていった。料理を終え、ゆうじさんの車椅子に乗って遊んだり、質問したりした後、劇づくりである。子どもたちが印象に残った出来事、話を絵にし、2グループに分かれて劇を作った。

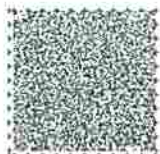
1つのグループは、ゆうじさんが竜宮城の生活をあまりにのんきに楽しむあまり、竜宮城(実はお母さんのお腹の中)から出るのが遅くなってしまったために障害者になってしまった、という話から始まる。そして、そこからゆうじさんの日常生活の様々なエピソードが展開されていく…というもの。子どもたちのゆうじさんへの素直な問いかけがもとになって作られた。障害という重いシリアスな事実を、子どもたちは竜宮城というファンタジーの世界を作り上げることで受けとめた。子どもたちは現実の重さを心と体全てで捉えたのである。

もう1つのグループは、ゆうじさんが喫茶店を開くというストーリーを作った。もともとゆうじさんの将来の夢はお店を持つことだったから、ゆうじさん自身が最も驚いた。ゆうじさんは自分の夢について一言も子どもたちに話していなかったにもかかわらず、子どもたちはその夢を劇の中で表出させた。ゆうじさんから発せられた言葉、彼の生き方をリアルに感じ取ったからこそ生まれたものだと思う。まさに子どもたちの創造力が発揮された瞬間だった。

演劇ワークショップは、閉塞感漂う日常をしなやかに生きぬく力が自分自身に存在することに気付く場である。子どもたちが、地域で生活するゆうじさんと出会い、演劇を作る。地域、生活、演劇すべてがつながった「ワークショップ」という虚構の場に子どもたちは存在し、地域に生活することを考え、感じたのである。

(～SPT educational 05『はじめのことば』より)

世田谷パブリックシアター 劇場部教育開発課 中村麻美氏～)



## 2 数値目標とサービス見込量

サービス供給量を見込むにあたっては、地域生活移行や就労支援といった課題に対応し、国と都の基本指針に基づいて、平成26年度を目標年度とし、以下のとおり数値目標を設定する。

### (1)数値目標

#### ①施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の入所者465人の1割(46人)を見込む。

#### ②精神障害者関係の目標値

国の基本指針及び考え方に基づき、現在までの実績等を勘案し東京都が設定する。

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

平成26年度の一般就労移行者は、100人と見込む。

### (2)障害福祉サービス見込量の考え方

#### 【基本的な考え方】

- ◆ 国の基本指針については、数値目標及びサービス見込量の基本的な考え方は、変更しない。また、自立支援法の一部改正により新たに創設されたサービスについては、国・都の指針や実績をもとに算定している。
- ◆ 障害者が24時間安心して日々の生活を送れるよう、サービス見込量を設定する。

#### ①訪問系サービス

サービス	内容
居宅介護	居宅において入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯などの介護を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者に居宅での入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯、掃除などの介護を行う。
同行援護	重度の視覚障害者の移動支援を行う。
行動援護	知的障害者又は精神障害者に危険回避などの行動支援を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者に福祉サービスを包括的に提供する。

現に利用している者の数等を勘案して、利用者数及び量を見込んで設定する。なお、同行援護については、地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量を見込んでいる。



## ②日中活動系サービス

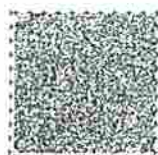
サービス	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者、精神障害者に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	企業等に就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓等を行う。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労が困難な人に雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (B型)	企業等に就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

区内の公有地を活用した施設整備による生活介護事業の基盤増や特別支援学校の卒業生数等の新たなサービス利用者を見込んで、見込量を設定する。

短期入所については、区内の公有地を活用した施設整備による短期入所の基盤増や今後の利用見込を踏まえ、見込量を設定する。

## ③居住系サービス

サービス	内容
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	障害者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、共同生活援助では相談や日常生活の援助を行う。また、共同生活介護では、入力、排泄、食事の介護等を行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。



旧法入所施設が自立支援法事業に移行することに伴い、利用者それぞれが、施設入所支援やグループホーム・ケアホームなどに住まいを移すことを踏まえ、見込量を設定する。また、区内の公有地を活用した施設整備によるグループホーム・ケアホームの基盤増に取り組むことを踏まえ、見込量を設定する。

#### ④相談支援

サービス	内容
計画相談支援 (個別計画作成)	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者児のサービス等利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行う。
地域移行支援	施設に入所する障害者や精神科病院に入院している退院可能な精神障害者に、地域生活に移行するための訪問相談や住居を確保するための入居支援を行う。
地域定着支援	単身で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や対応を行う。

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び見込量を設定する。

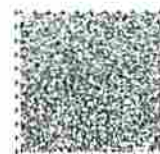
### (3)地域生活支援事業の見込量の考え方

#### 【基本的な考え方】

- ◆ 第3期までに達成すべき数値目標を踏まえ、過去の利用実績と今後の利用者数を勘案し、設定する。

#### ① 必須事業

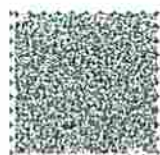
サービス	内容
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者相談支援事業／障害者等の日常生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他各種福祉サービスの利用支援等を行う。</li> <li>●住宅入居等支援事業／一般住宅への入居が困難な障害者に対し、入居調整や家主等への相談・助言を行う。</li> </ul>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用する知的障害者、精神障害者に対し、区長申立の経費等の助成を行う。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により意思疎通を図ることに支障のある障害者等に対し、手話通訳・要約筆記者等の派遣を行う。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、日常生活に必要な用具の給付を行う。
移動支援事業	外部への移動に関する支援が必要な人に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の援助等を行う。



地域活動支援センター 機能強化事業	<p>地域活動支援センターは、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域との交流の促進等を基礎的事業としており、これに加わる事業や規模により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●Ⅰ型・・・ 相談支援事業、精神保健福祉士等の専門職員の配置による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解の促進を図るための啓発事業。1日あたりの実利用人員概ね20名以上。</li> <li>●Ⅱ型・・・ 地域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業。1日あたりの実利用人員概ね15名以上。</li> <li>●Ⅲ型・・・ 運営実績5年以上の小規模作業所。1日あたりの実利用人員概ね10名以上。</li> </ul> <p>世田谷区では障害者のニーズを踏まえた上で事業移行支援等により、主に相談支援事業等を行うⅠ型及び日中活動の場の提供等を行うⅡ型の基盤確保を図る。</p>
----------------------	---

## ②その他事業

サービス	内容
日中一時支援事業	障害児の放課後対策や、日中における障害児の一時保護を行う。タイムケア事業と日中ショートステイ事業がある。
訪問入浴サービス事業	重度障害者等で家庭での入浴が困難な人に対し、巡回入浴車による訪問入浴サービスを実施する。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の自動車運転免許の取得費用を一部助成する。また、障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、運転する車両の改造費を一部助成する。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	<p>【更生訓練費】 就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び身体障害者更生施設等入所又は通所者に、更生訓練費の支給を行う。</p> <p>【就職支度金】 身体障害者更生施設等入所又は通所者や就労移行支援事業又は就労継続支援事業の利用者が就職や自覚により更生訓練を終了し、施設を退所する場合に、就職支度金の支給を行う。</p>
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者に対し、区の政策や行政情報、催し物など、様々な情報を掲載している区の広報紙の内容を、デージー版(CD-ROM)やカセットテープ版、点字版により提供する。
奉仕員養成研修事業	区内在住・在勤・在学者を対象に、手話講習会を実施する。
福祉ホーム事業	住居を必要とする障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。



#### (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援の見込量の考え方

##### ① 経緯

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)の公布に伴う児童福祉法の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、障害種別に分かれた現行の施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」(市町村が実施)に、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」(都道府県が実施)にそれぞれ一元化することとなった。

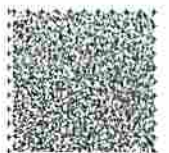
改正法を踏まえた新しい障害児支援制度における国の基本的な枠組みや考え方については、身近な地域で支援が受けられるよう量的な拡大と、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図るなど、障害児支援の強化を図っていくこととしている。

##### 【基本的な考え方】

- ◆ 改正法においては、現行の障害児通所施設は、実施主体を都道府県から区市町村に移管したうえ、児童発達支援や医療型児童発達支援、放課後等デイサービスに移行することが想定されている。施設の事業内容を踏まえ、今後の見込量(箇所数)を設定する。
- ◆ 現行の児童デイサービスは児童発達支援に、タイムケア事業は放課後等デイサービスに移行することを想定する。これまでの利用実績と今後の利用者数を勘案し、今後の見込量(箇所数)を設定する。

##### ② 障害児通所支援

サービス	内容
児童発達支援	【児童発達支援センター】 障害児やその家族からの相談、障害児を預かる施設への援助や助言を行うなど、地域の中核的な療育支援を行う。 【児童発達支援事業】 施設を利用する障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を実施する。(児童発達支援センターも実施)
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し児童発達支援及び治療を実施する。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。
保育所等訪問支援	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対し、障害児が集団生活を営む施設を訪問し、施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

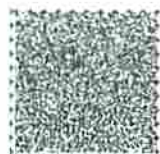




## (5)サービス見込量

障害福祉サービスの見込量 (1ヶ月あたり)

	サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス	居宅介護	61,533 時間分	62,812 時間分	64,128 時間分
	重度訪問介護			
	同行援護	利用者数	利用者数	利用者数
	行動援護	1,087 人	1,126 人	1,166 人
	重度障害者等包括支援			
日中活動系サービス	生活介護	1,045 人 × 20 日分	1,070 人 × 20 日分	1,094 人 × 20 日分
	自立訓練(機能訓練)	42 人 × 6 日分	42 人 × 6 日分	42 人 × 6 日分
	自立訓練(生活訓練)	39 人 × 8 日分	39 人 × 8 日分	39 人 × 8 日分
	就労移行支援	165 人 × 20 日分	165 人 × 20 日分	165 人 × 20 日分
	就労継続支援(A型)	17 人 × 20 日分	21 人 × 20 日分	24 人 × 20 日分
	就労継続支援(B型)	899 人 × 20 日分	928 人 × 20 日分	960 人 × 20 日分
	療養介護	64 人	66 人	68 人
	短期入所	218 人 × 7 日分	226 人 × 7 日分	253 人 × 7 日分
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	242 人分	266 人分	290 人分
	共同生活介護 (ケアホーム)			
	施設入所支援	465 人分	465 人分	465 人分
相談支援	計画相談支援 (個別計画作成)	253 人	596 人	1,080 人
	地域移行支援(新規)	22 人	19 人	16 人
	地域定着支援(新規)	22 人	34 人	46 人



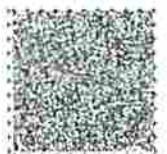
地域生活支援事業の見込量

サービス名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
必須事業	(1)相談支援事業			
	①障害者相談支援事業 (実施箇所数)	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有	有
	②住宅入居等支援事業 (実施の有無)	有	有	有
	(2)成年後見制度利用支援事業 (利用者数/年)	1 人	1 人	1 人
	(3)コミュニケーション支援事業			
	①手話通訳者・要約筆記者派遣 (利用者数/年)	188 人	205 人	222 人
	②手話通訳者設置事業 (実設置者数)	5 人	5 人	5 人
	(4)日常生活用具給付等事業 (件数/年)	1,594 件(計)	1,655 件(計)	1,716 件(計)
	①介護・訓練支援用具 (件数/年)	64 件	66 件	68 件
	②自立生活支援用具 (件数/年)	176 件	184 件	192 件
	③在宅療養等支援用具 (件数/年)	100 件	105 件	110 件
	④情報・意思疎通支援用具 (件数/年)	180 件	194 件	208 件
	⑤排泄管理支援用具 (件数/年)	1,041 件	1,071 件	1,101 件
	⑥住宅改修 (件数/年)	33 件	35 件	37 件
	(5)移動支援事業 (実施箇所数)	143 箇所	154 箇所	163 箇所
	(利用者数/年)	595 人	669 人	743 人
	(利用時間数/年)	73,098 時間	82,189 時間	91,280 時間
	(6)地域活動支援センター			
	地域活動支援センター(I型) (実施箇所数)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
(利用者数/年)	40 人	40 人	40 人	
地域活動支援センター(II型) (実施箇所数)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
(利用者数/年)	60 人	60 人	60 人	
その他事業	日中一時支援事業 (実施箇所数)	11 箇所	8 箇所	8 箇所
	(利用者数/年)	14,350 人	1,400 人	1,400 人
	訪問入浴サービス事業 (利用者数/年)	108 人	113 人	118 人
	自動車運転免許取得・改造助成事業 (利用者数/年)	25 人	25 人	25 人
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 (利用者数/年)	93 人	91 人	89 人
	点字・声の広報等発行事業 (利用者数/年)	240 人	240 人	240 人
	奉仕員養成研修事業 (修了者数)	385 人	385 人	385 人
福祉ホーム事業 (利用者数/年)	20 人	20 人	20 人	

※ 日中一時支援事業のうちタイムケア事業が放課後等デイサービスに移行予定。

児童福祉法に基づく障害児通所支援の見込量

サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援 (実施箇所数)	12 箇所	12 箇所	12 箇所
医療型児童発達支援 (実施箇所数)	- 箇所	- 箇所	- 箇所
放課後等デイサービス (実施箇所数)	9 箇所	9 箇所	10 箇所
保育所等訪問支援 (実施箇所数)	1 箇所	3 箇所	3 箇所



## 第5章 障害福祉施策の推進

### 1 計画推進の方策

本計画の基本理念、基本的な考え方に基づいて計画的に施策を推進していくためには、障害者児に関わるすべての人や関係団体、事業者などとの連携・ネットワークづくりが重要となる。

そのため、区では、「第3期世田谷区障害福祉計画」を推進していくために、次のような体制で連携を深めていくとともに、計画の進捗状況を管理する。

#### (1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、ネットワークの要となる世田谷区自立支援協議会を中心に、区と区民、障害者関係団体、サービス提供事業者等が連携・協働を一層進めるとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、障害者が安心して地域で自立した生活を継続できるよう支援する体制の充実を図る。

本計画に基づく事業の推進にあたっては、計画策定に際して設けられた庁内検討体制を引き続き推進体制として活用する。

世田谷区地域保健福祉審議会及びその部会である世田谷区障害者施策推進協議会や世田谷区自立支援協議会から意見をいただきながら、計画事業を推進する。

基礎的自治体である区だけでは解決できない課題等については、国や都等に働きかけるとともに、連携して進める。

#### (2) 計画進行管理

世田谷区地域保健福祉審議会の部会である世田谷区障害者施策推進協議会に毎年計画の進捗状況を報告し、協議していただくことにより計画の進行管理を行う。

世田谷区自立支援協議会にも定期的に情報提供して、計画事業を推進するための意見を聴取するとともに、協議会機能の一層の活用により、計画事業の推進を図る。

計画の進捗状況について、障害者をはじめ、広く区民・事業者に報告する機会を設ける。

改正障害者基本法は、「障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議し、及びその施策の実施状況を監視するなどの事務を処理するため、市町村に審議会その他の合議制の機関を置くことができる」としており、今後の検討とする。

#### (3) 計画の評価・検証

本計画の変更及び評価にあたっては、世田谷区地域保健福祉審議会の部会である世田谷区障害者施策推進協議会において審議していただくとともに、世田谷区自立支援協議会からも意見をいただく。



## 2 その他

本計画は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間における指定障害福祉サービス等の供給見込量等について定めるものである。今後、国は、平成 25 年度に新たな福祉法制の実施をめざしており、区も、平成 26 年度に、新基本構想・基本計画の策定を予定していることから、計画期間中の見直しも想定される。

### 第 3 期世田谷区障害福祉計画の推進の方策 イメージ図

